

東かがわ市にこにこプラン（東かがわ市こども計画）別冊

施策体系における取組事業 （令和８年度）

- この別冊は、東かがわ市にこにこプラン（東かがわ市こども計画）の第３章「４．施策の体系」及び第４章「施策の展開（各論）」に掲載する施策に係る具体的な取り組みの一覧です。

※赤字は新規事業

■基本目標 1 こどもの主体性を育み、健やかで幸せな育ちを支援します

基本施策① 質の高い保育・教育の推進

施策①－1 就学前教育・保育及び学校教育の質の向上

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
1	外国に親しむ事業	外国語活動支援員を認定こども園に英語講師として迎え、幼児が英語によるコミュニケーションや遊びを楽しむ等、英語に親しむ環境を整えます。								保育教育課
2	英語教育推進事業	教育課程特例校の指定を受け、市内統一の教育課程を編成し、小学校の全学年で特色ある英語科の授業実践を行います。中学校では国際文化・国際コミュニケーション活動として、市職員の乗り入れによる協働的な指導を行います。								教育総務課
3	実用英語技能検定料補助事業	市内に実用英語技能検定の準会場を設けて実施し、検定料の一部を補助します。								教育総務課
4	家庭学習・学習規律の充実推進事業	「さぬきっ子 学びの三訓」、「東かがわっ子のやくそく」を活用し、家庭学習の習慣化・学習規律に関する啓発を行います。								教育総務課
5	学習意欲向上事業	小・中学校に「学習支援ソフト」、「A Iドリル」を導入し、授業改善に取り組むとともに、児童生徒が自主的に学習できる環境を整えます。								教育総務課
6	I C T教育推進事業	小・中学校に1人1台端末の導入とI C T教育環境の整備と活用を促進し、教育環境の充実を図ります。								教育総務課

施策①－2 就学前施設、小学校、中学校の円滑な接続

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
7	こ小連携事業	幼児期の教育活動から小学校教育の円滑な移行のため、就学前施設と小学校との連携を強化し、相互理解を深めます。								保育教育課 教育総務課
8	小中連携教育推進事業	小・中学校双方の利点を生かしながら、相互に連携することで、より充実した一貫性のある教育活動を推進します。								教育総務課

基本施策② 豊かな学びの推進

施策②－１ 豊かな人間性、社会性を育む取り組み

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
9	認定こども園芸術士派遣事業	様々な芸術分野の専門家「芸術士」が、各認定こども園に出向き、その専門性を活かしたかわりや助言を行うことで、豊かな情緒の発達を促します。								保育教育課
10	文化芸術鑑賞事業	小学校6年生を対象に劇団四季「こころの劇場」公演を観劇し、文化芸術に対する意識を高めま								教育総務課
11	子ども会育成事業	社会活動である子ども会活動を、地域への愛着や異年齢交流等の協調性を育む活動とし、子ども会連絡協議会運営助成やジュニア・リーダー育成等の支援を行います。								生涯学習課
12	海外研修事業	次代を担う市内中学生を海外に派遣し、英語によるコミュニケーションを通して、国際感覚豊かなリーダーを育成するとともに、その交流経験を地域や学校に還元することで、本市の国際理解教育の充実を図ります。								教育総務課
13	子ども総合教育会議（子どもの夢実現事業）	小・中学校及び市内の高校の代表児童生徒が、学校や地域をよりよくするために、自分たちができることを考え、立場の異なる人たちと意見を交わすことで、問題の解決に対して主体的に関わろうとする意欲や態度を育成します。								教育総務課

基本施策③ 多様な遊びや体験活動の充実

施策③－１ 遊びや体験活動の充実

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
14	地域組織活動事業	老若男女を問わず地域住民の主体的な子育て支援活動と就学前施設との交流事業を実施します。								保育教育課
15	東かがわこどもひろば	いつでも誰でも気兼ねなく利用できる子育て家庭の居場所づくりを行い、遊びや交流・相談の場所を提供して、安心して産み育てられる環境づくりを図ります。								保育教育課
16	わくわくチャレンジ教室開催事業	地域の人々が講師となり、様々な文化やスポーツ、体験活動及び地域住民や異年齢の交流を通して、自主性や社会性を育む機会を提供します。								生涯学習課
17	少年少女発明クラブ開催事業	小学3年生から6年生を対象に、発明や工夫する楽しさと、創造する喜びを体得させ、豊かな創造力を養うこと等を目的に、様々な体験に取り組む場を提供します。								生涯学習課
18	土曜日授業運営事業	小学校において、地域ボランティアや大学・高校等と連携を図りながら、幅広い体験活動に資する取り組みを実施します。								教育総務課

基本施策④ 豊かな心の健やかな体づくりの推進

施策④－１ 食育推進及び生活習慣の確立

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
19	食育推進・啓発事業	安全でおいしい認定こども園給食及び学校給食の提供に努めるとともに、「食」の大切さの啓発及び健やかな心身の育成のための栄養バランスのとれた食事摂取、「食」に関する正しい知識の普及啓発に努めます。								保育教育課 教育総務課
		妊産婦及び子育て家庭に対して、相談や教室等において、望ましい栄養摂取の方法や発達段階に応じた食事摂取の方法等、正しい知識の普及に努めます。								こども家庭課
20	食育連絡会の開催	東かがわ市笑顔はつらつヘルスプラン（健康づくり計画、食育推進計画、自殺対策計画）に基づき、地域の食育関係機関が情報交換や課題を共有することで、ネットワークを構築し、食育を推進するため、食育連絡会を開催します。								長寿保健課
21	「早寝早起き朝ごはん」推進運動	早寝早起き朝ごはんについて、啓発グッズの配布や生活習慣の大切さを意識づけるよう啓発活動を行います。								生涯学習課
22	地産地消推進事業	学校給食を通して、地場産物を知らせるとともに、地域や食への関心、理解を深めるとともに、伝統的な郷土料理継承の心を育みます。								教育総務課
23	小児生活習慣病予防健診事業	小児生活習慣病の早期発見及び予防のための健診を実施します。併せて、親子健康相談や食育学習等を行い、生活習慣の改善に努める取り組みを行います。								教育総務課 こども家庭課
24	子どもの健康づくりにおける地域・学校保健連携事業	子どもの健康に関わる課題を学校保健と共有し、こころの健康や小児生活習慣病予防など、健康的な生活習慣の形成に必要な支援を、連携して行います。								長寿保健課 こども家庭課

施策④－２ 体力向上に向けた取り組み

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
25	スポーツ少年団本部事業	スポーツ少年団への助成および指導者研修を開催します。								生涯学習課
26	ジュニアスポーツ育成事業	小・中学生期において競技力向上のための環境を整えることを目的として、トップアスリート等を招き、スポーツ教室や講演会を実施します。								生涯学習課
27	地域クラブ活動推進事業	中学校における休日の部活動について、複数校による合同部活動とクラブ活動による地域移行の推進モデルを構築し、地域に根ざした生涯学習の拠点とする取り組みを行います。								教育総務課
28	スポーツ施設の整備充実事業	「東かがわ市社会体育施設等マネジメント基本計画」に基づきスポーツ施設の将来の利用状況等を見据えた施設の更新や維持管理に努めます。								生涯学習課

施策④－３ 思春期保健に関する教育や知識の普及

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
29	健康・性の教育に関する学校保健の推進	こどもたちが抱える心身の健康課題への対応や、生涯を通じて主体的に健康で安全な生活を送るための基礎知識について、教育活動の中で健康教育を行います。								教育総務課

基本施策⑤ 困難を抱えるこども・若者への支援

施策⑤－１ ヤングケアラーの支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
30	相談体制の確保及び周知	主な相談窓口をこども家庭センターとして、相談窓口の明確化を図るとともに、関係機関に周知し、ヤングケアラーの早期発見・早期対応に努めます。								こども家庭課
31	要保護児童対策地域協議会	こども家庭課を調整機関とし、保健医療及び福祉、教育等の関係機関で構成される「東かがわ市要保護児童対策地域協議会」を活用し、連携によるヤングケアラーの早期発見・早期対応に取り組みます。								こども家庭課
32	理解促進のための啓発の実施	ヤングケアラーに関する意識の向上をめざし、市ホームページやチラシ等を活用し、市民への周知啓発を図ります。								こども家庭課

施策⑤－２ 不登校のこどもの支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
33	教育相談事業	小・中学校の教育相談において、複雑化するこどもの教育や育ちに関する悩みに対応します。								教育総務課
34	教育支援センター（ふれんど教室）運営事業	不登校、不登校傾向の児童生徒に対する教育相談を行うとともに、学校に行きにくいこどもの学校以外の居場所として、体験活動、学習活動等を通して、その自立や学校復帰を支援します。								教育総務課

施策⑤－３ 児童・生徒の困りごとに対する相談体制の確保

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
35	教育相談事業【再掲】	小・中学校の教育相談において、複雑化するこどもの教育や育ちに関する悩みに対応します。								教育総務課
36	スクールカウンセラー配置事業	心理に関して、専門的な知識を有するスクールカウンセラーを各小・中学校に配置して、児童生徒や保護者等の心の相談体制を構築します。								教育総務課
37	スクールソーシャルワーカー配置事業	福祉に関して、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的なアプローチで児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援を行います。								教育総務課

施策⑤－４ 自殺予防対策・いじめ防止対策

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
38	教育計画及び学校いじめ防止基本方針に基づく指導の実施	いじめや不登校等のこどもに関わる問題について、専門支援員や専門指導員等が小・中学校を巡回し、児童生徒の相談や保護者の相談、教職員との連携等を行います。								教育総務課
39	学校における相談支援体制	教育相談担当やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、困りごとのある児童生徒への相談支援体制を構築します。								教育総務課
40	自殺予防教育の推進（啓発及びSOSの出し方等）	専門支援員や専門指導員等が小・中学校を巡回し、児童生徒のいじめ等の問題行動や不登校の早期発見・早期対応や未然防止、心理的サポートに努めるとともに、保護者の子育て等の悩みにも寄り添える相談体制を構築します。								教育総務課
41	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発等	自殺予防週間（9月）や自殺対策月間（3月）に、命を守るための啓発や相談窓口の周知を行います。								長寿保健課

基本施策⑥ 修学・就労の支援

施策⑥－１ 高等教育の修学支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
42	奨学金貸付事業	経済的理由により修学に困難がある高校・大学等進学者に対し、奨学金の貸付を行い修学の促進を図ります。								教育総務課

施策⑥－２ 若者の就労、移住、定住の支援

No.	事業名	事業内容	＜主な対象年齢＞ (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
43	ふるさと学生応援事業	本市出身の学生生活の応援と地域愛着心の醸成のため、本市の産品を送付します。								教育総務課
44	未来創生就業定住促進事業	就労初期の経済的負担を軽減するため、要件を満たす新規就業者（正規常用雇用者）又は新規創業者に対し、就労奨励金・奨学金償還支援を行います。								地域創生課
45	若者定住促進住宅事業	40歳未満の夫婦等を対象とした市営住宅（ヤングハイツ）の促進を図ります。 （市内3か所 全24戸 家賃は一律24,000円/月 入居期間は10年以内）								都市整備課
46	若者住宅取得補助事業	40歳以下の人が住宅を取得し定住する場合に、最大100万円の補助金を支給します。								都市整備課
47	新婚等世帯家賃助成事業	40歳以下の新婚等世帯が民間賃貸住宅に居住する場合に、家賃の一部を助成します。（1世帯当たり最大月額1万円を最大24か月）								都市整備課

■基本目標2 すべての子育て家庭を切れ目なく支援します

基本施策⑦ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

施策⑦-1 母子保健医療体制の確保

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若 者	
1	こうのとりの応援事業 (生殖補助医療費助成事業)	「体外受精・顕微授精(生殖補助医療)」を受けた夫婦を対象に、治療に要する費用の一部を助成します。								こども家庭課
2	初回産科受診料支援事業	初回産科受診(妊娠判定のため、初めて産婦人科医療機関の受診)の費用を助成します。[初回の産科受診料のうち上限1万円]								こども家庭課
3	妊娠届出及び母子健康手帳交付	早期の妊娠届出を啓発するとともに、妊娠の届出により母子健康手帳の交付を行います。								こども家庭課
4	ワクワク子育て応援事業(妊婦等包括相談支援事業)	妊娠届出時や赤ちゃん訪問時に面談を行います。また、妊娠8か月頃にアンケートを実施し、必要時面談を行い相談に応じながら必要な支援につなぎます。								こども家庭課
5	妊婦健康診査費用助成	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。[受診票14枚配布(多胎の場合は19枚)]								こども家庭課
6	妊婦健診受診支援事業	妊婦健康診査受診票を使用した健診1回につき2,000円を助成します。								こども家庭課
7	妊産婦訪問	保健師による妊婦および産婦への訪問や面接、電話相談等で保健指導を行い、健康管理等の支援を行います。								こども家庭課
8	マタニティ教室	助産師・歯科衛生士・保健師・栄養士等の講話および実技による教室を開催し、妊娠、出産及び育児に関する知識の普及を行います。								こども家庭課
9	妊婦歯科健康診査	歯科健康診査や口腔指導にかかる費用を助成します。[市内委託医療機関にて実施]								こども家庭課
10	助産及び母子保護の実施	低所得者が出産または母子生活支援施設に入所する場合に、費用の一部または全額を市が負担します。								こども家庭課
11	出産育児一時金(国民健康保険)	生産、死産に関わらず世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として1児につき一律488,000円(産科医療補償制度加入の分娩機関で出産した場合には12,000円上乗せ)を加入する医療保険者から支給します。								長寿保健課
12	産婦健康診査	産婦健康診査にかかる費用を助成します。[受診票2枚配布(産後2週間・産後1か月)]								こども家庭課
13	新生児聴覚スクリーニング検査	聴覚障害の早期発見のため新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。 [受診票配布(初回検査・確認検査)]								こども家庭課
14	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎます。								こども家庭課
15	育児教室	概ね2歳までのこどもを持つ保護者を対象に、育児知識の提供及び不安の軽減を目的に、家庭看護や心理発達、栄養等の、専門職による講演・実技の教室を開催します。								こども家庭課
16	2歳児歯科健康診査	2歳6か月から2歳8か月の幼児に対し、歯科健康診査及び口腔指導にかかる費用を助成します。 [市内歯科医療機関にて実施]								こども家庭課

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
17	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな発育、発達の確認及び異常の早期発見のため健康診査を実施します。 [個別]乳児健診2回(1か月児他1回)の費用助成 [集団]4か月児、11か月児、1歳6か月児、3歳児								こども家庭課
18	5歳児健康診査	その年度に5歳になる児童を対象に、健康の保持増進及びよりよい就学環境を築くことを目的とした健康診査を実施します。								こども家庭課
19	妊産婦・乳幼児健康相談	妊産婦及び乳幼児を対象に、保健師・栄養士による健康相談・栄養相談を実施します。 [市内3か所 月2回 ※妊産婦は血圧測定・検尿も実施]								こども家庭課
20	歯科相談	妊産婦及び乳幼児(親子)を対象に、歯科衛生士による歯科相談を実施します。								こども家庭課
21	地区組織育成(母子愛育会)	就学前の子をもつ家庭及び本活動に賛同する住民に対し、研修・仲間づくり・声かけ活動等を実施します。								こども家庭課
22	地域・学校保健連携事業	地域保健と学校保健が連携し、養護教諭等との連携を通して、児童生徒にかかる健康課題について、協働で研修会及び相談事業等を実施します。								こども家庭課
23	定期予防接種	妊娠期、乳幼児期及び学齢期の定期予防接種について実施します。[医療機関委託 費用 無料]								長寿保健課

施策⑦ー2 産前・産後の育児等の支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
24	産後ママサポート券助成事業	出産後1年未満の産婦に対して、助産師が乳房マッサージ等の母体管理及び育児に関する保健指導を行います。								こども家庭課
25	産後ケア事業	出産後1年未満の産婦とその乳児に対して、産科医療機関、助産所で宿泊型、通所型の産後ケア事業を実施し、出産後間もない母子のケア及び相談指導を行います。								こども家庭課
26	産後ケア交通費助成事業	産後ケア事業を利用する者に対して、自家用車及び公共交通機関(タクシーを含む)の交通費を助成します。								こども家庭課
27	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業その他により把握した、養育支援が特に必要であると認めた家庭に対し、専門的な相談支援を実施します。								こども家庭課
28	子育て世帯訪問支援事業(子育てホームヘルプサービス事業)	家事や育児に不安及び負担のある子育て家庭及び妊婦に対してヘルパーが自宅に訪問し、育児支援や家事支援、相談・助言を行います。								こども家庭課

基本施策⑧ 親子の育ちの支援

施策⑧－１ 親子の成長の支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
29	ベビープログラム事業(親子関係形成支援事業)	生後2か月頃から1歳頃までの赤ちゃんとその母親を対象に、子育てや絆づくりに必要な知識や方法を学ぶ参加型プログラムです。								こども家庭課
30	ブックスタート事業	絵本を通して、親子の愛着形成や情緒形成を育むことを目的に、4か月児健診時に絵本の配布や、妊産婦・乳幼児健康相談時にボランティアによる絵本の読み聞かせを行います。								こども家庭課
31	図書館運営事業 図書館おはなし会 図書館子育て支援コーナー	乳幼児・児童とその保護者を対象に、毎月読み聞かせボランティア、図書館職員による読み聞かせ、工作などを実施するとともに、出産・育児に関する図書を紹介するコーナーを設置します。								生涯学習課

施策⑧－２ 家庭教育の推進

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
32	家庭教育学級事業	就学前施設、学校において、保護者に対して、子育てに関する助言、指導および相談、健全育成、人権・同和教育に関する学習を行います。								生涯学習課

基本施策⑨ 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

施策⑨－１ 多様な保育サービスの提供

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
33	認定こども園	3歳以上就学前のこども及び3歳未満の保育が必要なこどもを受け入れ、教育・保育を提供します。								保育教育課
34	使用済み紙おむつ処分費補助事業	在園児等が施設内で使用した紙おむつについて、保護者持ち帰りとせず、施設において処分する場合に、処分費等を助成します。								保育教育課

施策⑨ー2 一時的な保育関連サービスの提供

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
35	一時預かり事業	就学前施設に入所させていない保護者の、一時的に家庭における保育が困難またはリフレッシュのために就学前施設において預かり保育を実施します。								保育教育課
36	こども誰でも通園制度	認定こども園等に通所していない0歳6か月~2歳のこどもを対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行うとともに、保護者との面談を通じて、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。								保育教育課
37	延長保育事業	認定こども園において、延長保育を実施します。								保育教育課
38	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人の相互援助活動をサポートします。(市社会福祉協議会に委託)								保育教育課
39	病児・病後児保育事業	児童が病気の回復期・安定期の、集団でいることが困難で保護者が保育できない場合、医療機関等の施設で一時的に保育します。 (第2子の3歳未満、第3子以降6歳未満の保育料を免除 県費補助10/10)								保育教育課
40	子育て短期支援事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった者または夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする者に対し、ショートステイなど支援を実施します。								こども家庭課

基本施策⑩ 児童虐待防止対策の推進

施策⑩ー1 こども家庭相談体制の確保

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
41	こども家庭相談事業	こども家庭センターにおいて、全ての子どもとその家庭を対象として、子育てに関する相談や児童虐待の予防から支援、またヤングケアラー相談等の相談支援を行います。								こども家庭課

施策⑩－２ 関係機関の連携による支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
42	教育福祉等連携事業	就学前施設、小学校、中学校等に子ども家庭支援員が定期訪問し、情報共有及び支援検討を行うことで、児童虐待予防及び未然防止を図ります。								こども家庭課
43	要保護児童対策地域協議会【再掲】	こども家庭課を調整機関とし、保健医療及び福祉、教育等の関係機関で構成される「東かがわ市要保護児童対策地域協議会」を活用し、連携による児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。								こども家庭課

施策⑩－３ 児童虐待防止に関する普及・啓発

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
44	児童虐待防止普及啓発事業	児童虐待防止普及月間である 11 月に、オレンジリボンキャンペーンとして、児童生徒及び保護者、市民に対して、チラシやオレンジリボンの配布、展示や市広報紙を活用した啓発活動を行います。								こども家庭課

基本施策⑪ 障がいのあるこどもの成長・発達に応じた支援・保育・教育の推進

施策⑪－１ 特性や状況に応じた支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
45	発達障害の疑いのある子どもの早期発見の取組	乳幼児健診や 5 歳児健診等を通して、支援を必要とするこどもの早期発見に努めるとともに、必要時、保護者への訪問や相談等を行い、就学前施設等と連携し、早期に適切な専門機関につなぎます。								こども家庭課 保育教育課
46	発達支援事業連絡調整会議の開催	発達障害の早期発見及び発達支援事業について、医師や児童発達支援センター及び関係各課で、年一回連絡調整会議を開催し、効果的な取り組みについて協議します。								こども家庭課
47	障がい児加配職員配置事業	発達障害を含む特別な支援や配慮を必要とする幼児に対し、加配職員を適切に配置します。								保育教育課
48	障がい児保育事業補助事業	私立の認定こども園において、障がい児保育のため、加配職員を配置した場合に、人件費を助成します。月額上限（150 千円／人）								保育教育課

49	障害児通所支援	放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童生徒に対して、放課後の居場所及び障がい児の自立の支援及び放課後の居場所づくりを促します。									福祉課
		児童発達支援	心身の発達に心配のある未就学児童やその家族に対して支援を行う身近な療育の場として、生活習慣の向上や集団適応への支援を行います。									
50	特別支援教育支援員配置事業		各学校の特別な支援を要する児童生徒に対して、適切に特別支援教育支援員を配置します。									教育総務課
51	東かがわ市手をつなぐ育成会助成事業		市内小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の育成会に助成します。									教育総務課
52	障害者手帳		障がい者が福祉サービスを受ける際に提示する手帳を配布します。									福祉課
53	自立支援給付（介護給付、訓練等給付）		居宅介護など障がい者等の自立支援を目的に、全国一律で共通のサービスを提供します。									福祉課
54	地域生活支援事業		障がい者が自立して社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施します。									福祉課

施策⑪－２ 障がいに対する理解促進

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
55	加配職員研修会の開催	障がい児加配職員を対象として、一人ひとりの発達に応じたきめ細かな支援を行うための研修を行い、支援体制の充実を図ります。								保育教育課
56	特別支援教育支援員研修会の開催	特別支援教育支援員を対象として、特別支援教育についての研修を行い、支援体制の充実を図ります。								教育総務課
57	発達フォーラムの開催	発達障害に関する市民意識の向上を目的として、年1回講演会を開催します。								こども家庭課

施策⑪－３ 経済的支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
58	就学奨励費支給事業	特別支援学級等へ就学する児童または生徒の保護者等の経済的負担軽減のため、負担能力に応じた必要な援助を実施します。								教育総務課
59	障害児就学費給付	市外の特別支援学校や障害児通所支援を行う事業所等へ通学・通所する児童または生徒の通学費等を助成します。								福祉課
60	児童障害者福祉年金	東かがわ市に1年以上住所を有する障がい児の保護者に対し、1級または2級またはA 年額 54,000 円、3、4級またはOB、B 年額 48,000 円を年度末に支給します。							～20 歳まで	福祉課
61	自立支援医療費給付事業（育成医療）	現在の障害または疾病にかかる医療を行わないとき、将来障害に至ると認められる児童であって、その障害を除去、軽減する治療によって、確実に効果が期待できる場合、生活の能力を得るために必要な医療を給付します。								福祉課

62	障害児福祉手当	在宅の重度障がい児に対して、月額 16,560 円で、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の年 4 回に分けて支給します。(R8.4.1 時点の手当額)						～20 歳まで	福祉課
63	特別児童扶養手当	保護者に対し、1 級月額 58,450 円、2 級月額 38,930 円で毎年 4 月、8 月、11 月の年 3 回に分けて支給します。<<県実施事業>> (R8.4.1 時点の手当額)						～20 歳まで	福祉課
64	福祉バス運行事業	身体障害者手帳（1～4 級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者、難病患者及び 70 歳以上の者が、大川バス路線のうち市内の五名福栄線及び引田線を利用する場合は、1 人 1 回 100 円で利用できます。							福祉課
65	心身障害者等医療費助成事業	身体障害者手帳（1～4 級）又は療育手帳保有者に対し、医療費を支給します。（対象は保険診療の自己負担分）ただし、手帳交付時の年齢が 65 歳未満の場合に限ります。 ※小学校 3 年生までは、子ども医療が優先			小学 4 年生～				福祉課

基本施策⑫ こどもの貧困対策の推進

施策⑫－1 教育の支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
66	就学援助費支給事業	小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施のため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行います。								教育総務課
67	就学奨励費支給事業【再掲】	特別支援学級等へ就学する児童または生徒の保護者等の経済的負担軽減のため、負担能力に応じ必要な援助を実施します。								教育総務課
68	奨学金貸付事業【再掲】	経済的理由により修学に困難がある高校・大学等進学者に対し、奨学金の貸付を行い修学の促進を図ります。								教育総務課

施策⑫－2 生活の安定のための支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
69	生活保護	様々な事情で生活に困っている世帯の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。								福祉課
70	生活困窮者に対する相談事業	東かがわ市社会福祉協議会に委託し、生活困窮にかかる世帯への自立及び就労支援を行います。								福祉課

基本施策⑬ 子育て家庭への経済的な支援の充実

施策⑬－１ 子育てや教育に関する経済的支援

No.	事業名	事業内容	＜主な対象年齢＞ (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
71	ワクワク子育て応援事業(妊婦のための支援給付事業)	妊婦であることの認定後に5万円を、出生等のこどもの届出を受けた後に、こども1人当たり5万円を支給します。								こども家庭課
72	新生児定額給付金	出生後も引き続き東かがわ市に居住する新生児の保護者に100,000円を支給します。								こども家庭課
73	養育医療給付事業	養育のため病院または診療所への入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付します。(対象は保険診療の自己負担分)								こども家庭課
74	保育料等減免事業	第3子以降の保育料・副食費を免除します。(県費補助1/2)								保育教育課
75	小学校給食費無償化事業	国の補助及び市の支援により、小学校給食費の無償化を実施します。								教育総務課
76	新中学校生徒自転車通学用ヘルメット供与	新中学校入学生に対し自転車用ヘルメットを配布します。								教育総務課
77	児童手当制度	家庭における生活の安定とこどもの健やかな成長のため、高校生までのこどもの養育者に児童手当を支給します。〔3歳未満〕15,000円〔3歳以上高校生〕10,000円〔第3子以降30,000円〕								こども家庭課
78	子ども医療費助成事業	子ども(誕生または転入時から満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の医療費を支給します。(対象は保険診療の自己負担分)								こども家庭課
79	子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	任意接種である子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。								長寿保健課
80	モーダルミックス推進事業	三本松引田間の大川バスを利用する際、JR通学定期券を提示することで運賃を無料化し、学生の移動支援を図ります。(運賃額の一部は市が委託料として大川バスに交付)								地域創生課

基本施策⑭ ひとり親家庭への支援

施策⑭－１ 相談事業及び自立、就労等支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
81	高等職業訓練促進給付事業	ひとり親家庭の母または父に対し、資格取得を目的とする養成機関を受講する場合、一定期間給付金を支給します。								こども家庭課
82	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の母または父に対し、就職やキャリアアップのために、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。(最大 85%に相当する額を支給)								こども家庭課
83	高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親の方が、「高等職業訓練促進給付等事業」を活用して養成学校に在学したときの入学準備金や、資格を取得して就職するための就職準備金を貸付けます。								こども家庭課
84	ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員が関係各所と連携し、ひとり親の生活全般の相談を受け、最適な支援につなげられるよう支援体制を整えます。								こども家庭課

施策⑭－２ 経済的支援

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
85	放課後児童クラブひとり親減免制度	放課後児童クラブの延長利用料を減免します。								保育教育課
86	ファミサポ利用料ひとり親助成制度	ファミサポの利用料を助成します。								保育教育課
87	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等について、医療費を支給します。(対象は保険診療の自己負担分) ※小学校3年生までは、子ども医療が優先								こども家庭課
88	児童扶養手当制度	ひとり親家庭等に対し、所得に応じた児童扶養手当の支給を行います。								こども家庭課
89	養育費履行確保等補助金事業	養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に係る費用の一部を補助します。								こども家庭課
90	J R通勤定期の特別割引	児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、J Rの通勤定期券を購入する場合、3 割引で購入できます。※学割などの割引とは併用できません。								こども家庭課
91	親子交流支援事業	離婚等により離れて暮らす親と子が面会交流を行う際に、親子交流を支援する第三者機関である「NP0 法人親子交流支援センター香川」を利用した場合、利用料の一部を補助します。								こども家庭課
92	市営住宅ひとり親控除制度	市営住宅家賃算定時に、所得額からひとり親控除として 35 万円の控除を行います。								都市整備課

■基本目標3 地域全体で子育て・子育てを支援します

基本施策⑮ こども・若者の権利の保障

施策⑮－1 こども・若者の権利に関する周知・啓発

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
1	こども・若者へのこどもの権利についての周知・啓発	こども計画や、こども基本法、こどもの権利条約の内容等について、こども・若者への周知・啓発を行います。								こども家庭課
2	人権・同和教育研修会事業	こども達と直接関わる教育現場において必要となる取組や研修等について研究し、人権教育の推進に寄与します。								人権推進課

施策⑮－2 こども・若者のまわりの大人に対する情報提供や啓発

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
3	保護者対象の人権・同和教育研修事業	就学前施設、小・中学校の保護者を対象に、研修会や講演会等の人権・同和教育研修会を実施します。								人権推進課
4	人権・同和教育研修会事業	こどもの権利をはじめとする人権意識の高揚と人権への理解を深めます。								人権推進課
5	しあわせづくり研修会事業	市民や市内団体を対象に、一人ひとりの人権意識の向上を図るための人権啓発を実施します。								人権推進課

基本施策⑯ 地域における子育て支援ネットワークの充実

施策⑯－1 子育て支援の充実

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0~2 歳	3~5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
6	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターにおける在宅の子育て家庭のふれあいや相談業務、また東かがわこどもひろばにおける就学前児童等の子育て家庭の居場所づくりを推進し、子育て支援の充実を図ります。								保育教育課

施策⑩－２ 地域子育てネットワークの強化

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
7	子育てネットワーク会議の開催	東かがわこどもひろば、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターその他の市内の子育て支援関係団体等が、情報交換や相互の連携強化を図るための子育てネットワーク会議を開催します。								保育教育課

基本施策⑪ 子育てに関する相談体制及び情報発信の充実

施策⑪－１ 相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
8	利用者支援事業（基本型）	子育て支援コーディネーターを配置し、保護者が市の子育て支援サービスや施設を円滑に利用できるように必要な情報提供や助言を行うとともに、市内認定こども園の子育て支援センター等を定期巡回し、保護者相談や現場職員への助言を行います。								保育教育課
9	利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭課内に設置した「市こども家庭センター」において、保健師及び子ども家庭支援員等が、全ての妊産婦及び子育て家庭を対象に、相談や適切なサービスにつなぐ等、関係機関と連携し、一体的な支援を行います。								こども家庭課
10	利用者支援事業（地域子育て相談機関）	相談の敷居が低く、保護者にとって身近な相談機関を設置し、子育て相談に応じるとともに、こども家庭センターと連携して、保護者が必要とする支援につなげます。								保育教育課

施策⑪－２ 情報発信の充実

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
11	子育て応援アプリ「母子モ」の活用	妊娠期から子育て期の子育てに関する情報発信の充実を図るため、子育て応援アプリ「母子モ」の活用を推進します。また、市公式アプリと連携して、より一層利用しやすい環境を整えます。								保育教育課

基本施策⑱ こどもの居場所づくりの推進

施策⑱－１ こどもの居場所づくり

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
12	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後などの保護者が保育できない場合に、学校内の専用施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図ります。								保育教育課
13	東かがわこどもひろば【再掲】	いつでも誰でも気兼ねなく利用できる子育て家庭の居場所づくりを行い、遊びや交流・相談の場を提供して、安心して産み育てられる環境づくりを図ります。								保育教育課
14	子ども・子育て支援団体活動費補助事業	継続したこどもの居場所づくりやこども食堂等の運営をする、子ども・子育て支援団体の活動に要する経費の一部を補助します。								こども家庭課

基本施策⑲ 安心・安全に子育てができる生活環境の推進

施策⑲－１ 犯罪、事故等から子どもを守る取り組み

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
15	交通事故からのこどもの見守り事業	認定こども園入園者にこじかワッペン、小学校入学者にランドセルカバーを配付し、交通安全意識の高揚を図ります。								危機管理課
16	防災ずきん供与事業	新小学校入学生に対し防災ずきんを配布します。								教育総務課
17	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全総点検	こどもたちが安全に通学できるよう、関係機関が連携し危険箇所の確認及び改善を行います。								危機管理課 教育総務課 建設課
18	民生委員・主任児童委員等の見守り活動	学校と連携して地域の児童・生徒の登下校の際に見守り活動を実施します。								福祉課
19	学校支援ボランティア事業	各小・中学校において、地域住民や企業等のボランティアによる、学校内の見守り活動を通して学校支援活動を実施します。								教育総務課
20	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	各校の見守りボランティア団体を中心として、学校内外における児童の安全体制の確保を図ります。								教育総務課
21	ネットゲーム依存対策事業	生徒に対する講演会の開催等、情報モラルに関する啓発を行います。								生涯学習課
22	東かがわ警察署管内学校・警察相互連絡制度連絡会事業	警察や学校等と連携して青少年の見守りと補導活動を行うとともに、補導員研修会を開催し、情報交換や青少年の課題について見識を深め、青少年の健全育成を推進します。								生涯学習課
23	少年育成センター事業（子ども SOS 事業、青パト巡回事業等）	少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、補導や少年相談及び関係機関との連携調整等、健全育成事業を実施します。								生涯学習課
24	防災教育推進事業	出前講座により、東かがわ市の防災の現状や災害に対して日頃からの備えの大切さについて教育・啓発を進めます。								危機管理課

施策①⑨－２ こどもや子育て家庭にやさしいまちづくり

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
25	マタニティマークの普及	妊産婦が外出時に身につけ、周りの人が気づかいを示しやすくなるためのマタニティマークを、母子健康手帳交付時に配布するとともに、周知啓発に努めます。								こども家庭課
26	スクールバス運行事業	市内小・中学生の通学距離に応じた通学支援を行います。								教育総務課
27	モーダルミックス推進事業【再掲】	三本松引田間の大川バスを利用する際、JR 通学定期券を提示することで運賃を無料化し、学生の移動支援を図ります。(運賃額の一部は市が委託料として大川バスに交付)								地域創生課
28	公園施設等整備	公園施設等の整備を図ります。								都市整備課
29	ヘルプマークの普及	内部障害や難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくするよう身につけるヘルプマークの普及に努めます。								福祉課

基本施策②⑩ 共働き・共育てができる社会づくり

施策②⑩－１ 働きながら子育てをしやすい環境づくりの推進

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
30	育児休業取得促進事業	育児休業給付金に上乗せして賃金等を支給する市内事業者に対して、当該賃金等に要する経費の一部を補助します。								地域創生課
31	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)【再掲】	放課後などの保護者が保育できない場合に、学校内の専用施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図ります。								保育教育課

施策②⑩－２ ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	事業内容	<主な対象年齢> (保護者が対象の事業の場合は、当該保護者のこどもの年齢)							担当部署
			出産 まで	0～2 歳	3～5 歳	小学 生	中学 生	高校 生	若者	
32	パネル展の開催や企業への啓発	合同企業説明会において、企業や若者に対して関連ポスターの掲示やチラシを配布し啓発を図ります。								地域創生課